

(平成26年7月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 1 件 |

## 沖縄厚生年金 事案 508

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月16日から同年5月1日まで

私のA社における厚生年金保険の加入記録は、昭和45年9月16日から46年4月16日までの期間と記録されているが、私は、46年5月1日に、同社からC関連会社であるD社へ異動するまで、A社に継続して勤務していた。厚生年金保険の記録に1か月間の空白期間が生じていることに納得がいかないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C企業年金基金が保管している申立人に係る加入者台帳及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和46年5月1日にA社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。